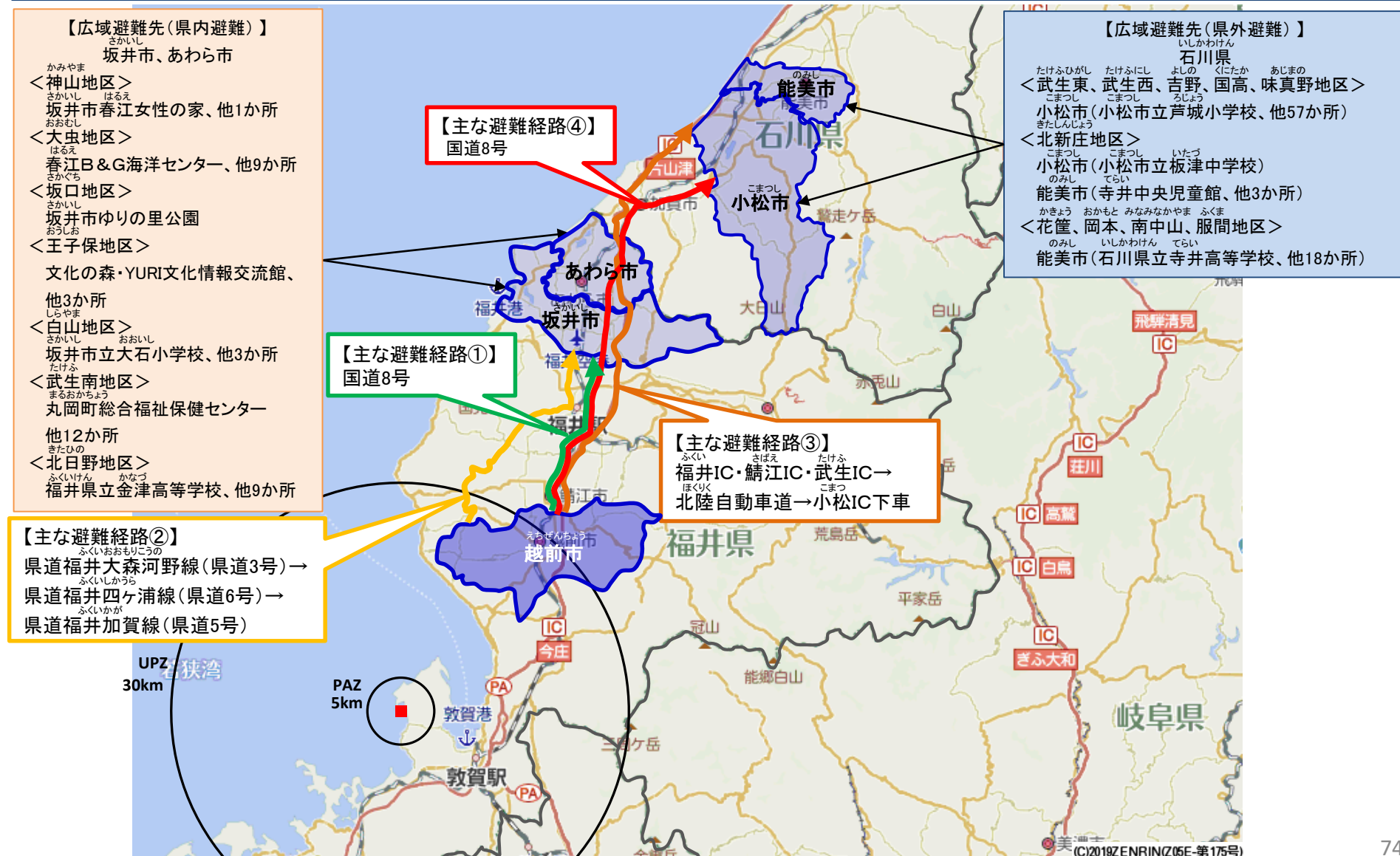
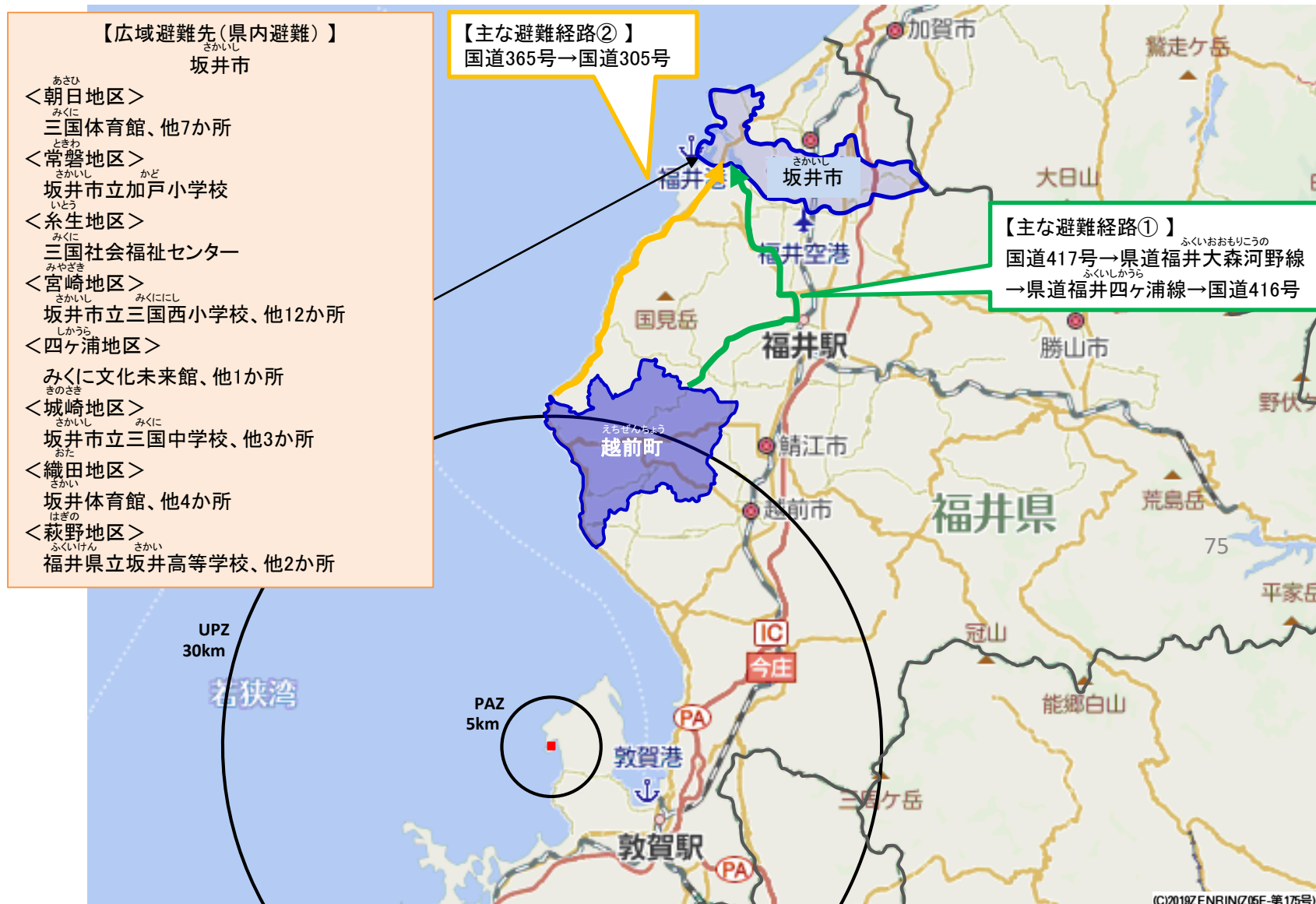


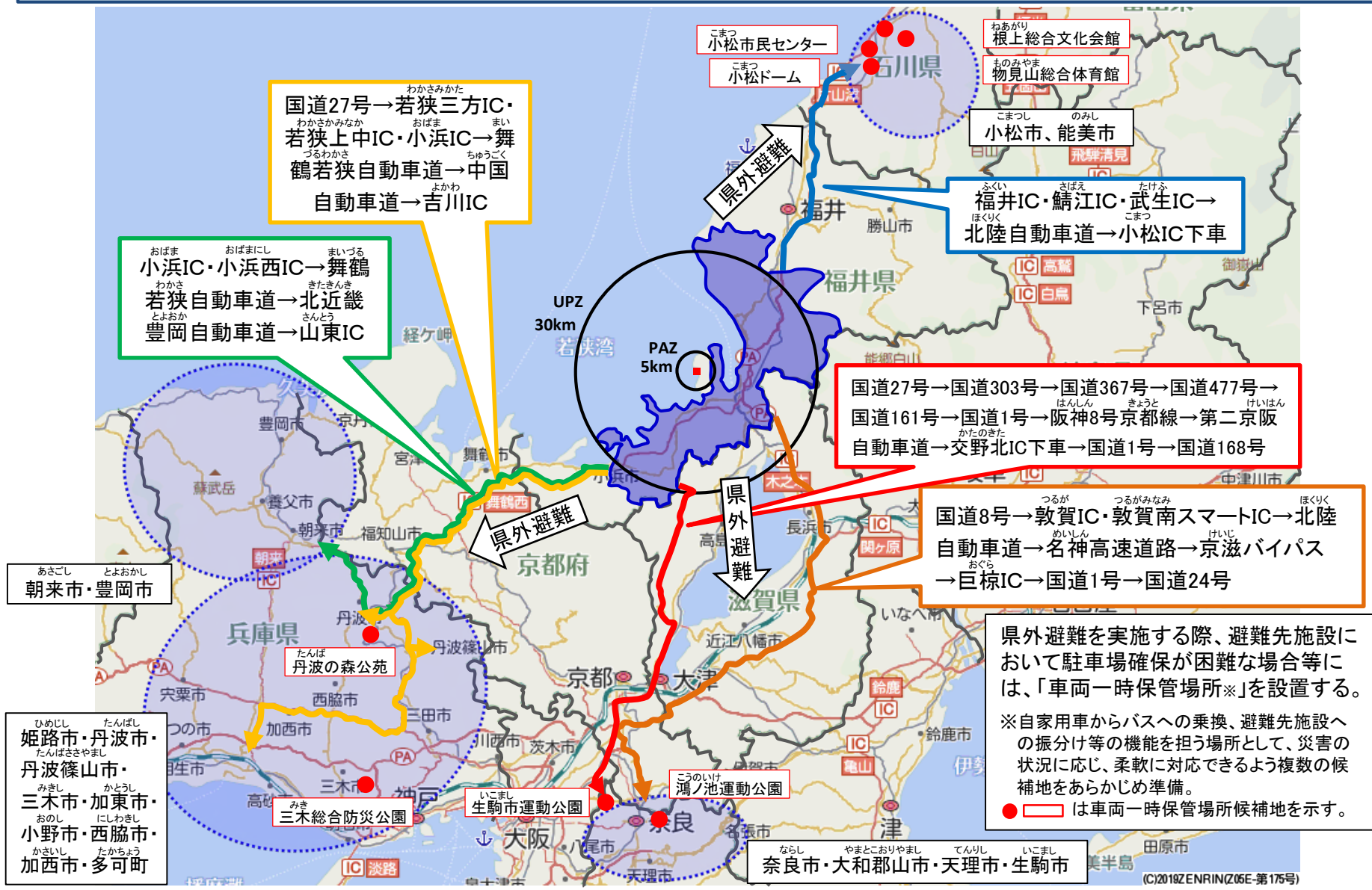
- 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

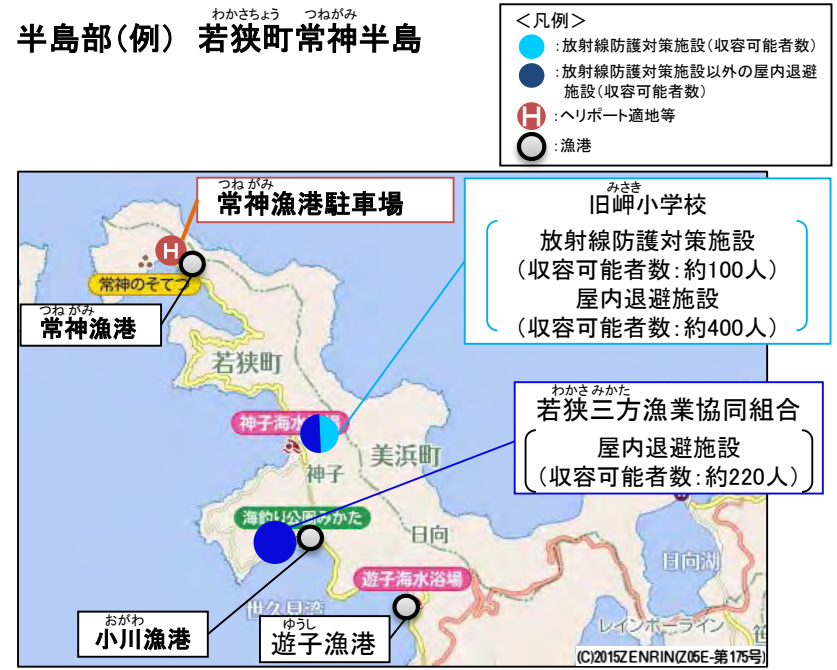


自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

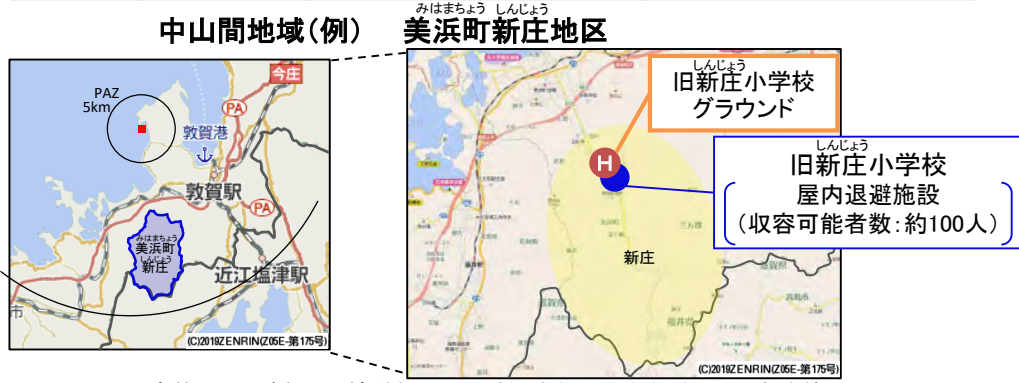
＜UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所＞

半島部	該当地区名	整備場所
敦賀半島	敦賀市西浦地区等	敦賀原子力館グラウンド
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
内外海半島	小浜市内外海地区	泊区内場外離発着場



＜UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所＞

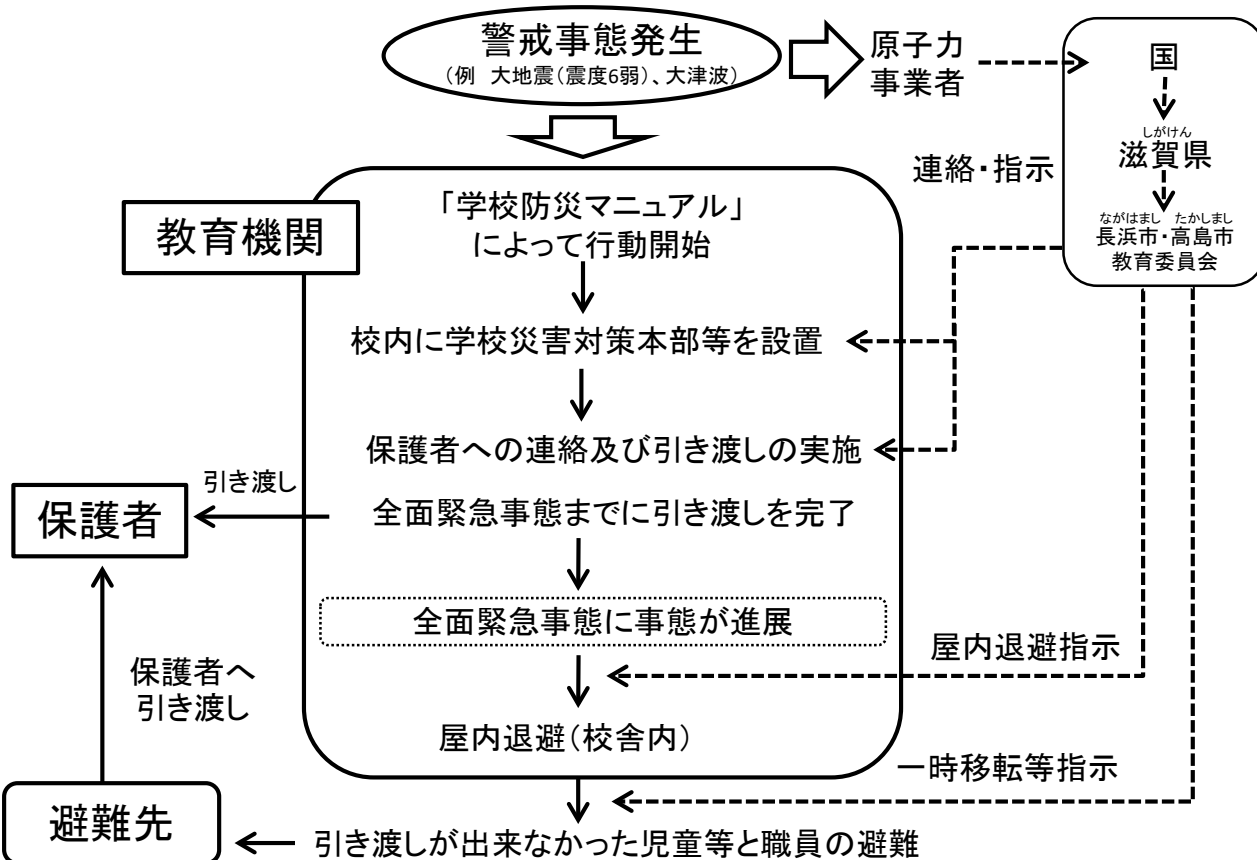
中山間地域	該当集落名	整備場所
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド
敦賀市	咸新地区	咸新小学校グラウンド
	中郷地区	奥麻生 愛発公民館
	黒河地区	黒河小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
越前市王子保地区	瓜生野町、森久町	武生第六中学校グラウンド
越前町	常磐地区	常磐小学校グラウンド
	糸生地区	糸生小学校グラウンド



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は長浜市・高島市災害対策本部や長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	26	1, 851
小学校	18	2, 259
中学校	8	1, 235
高等学校	2	888
特別支援学校	0	0
合計	54	6, 233

※令和2年4月1日時点

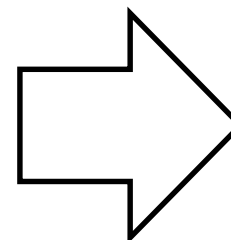
- 滋賀県では、UPZ内にある医療機関、社会福祉施設(29施設1,217人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計47施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	263
社会福祉施設	介護保険施設等	18	492
	障害福祉サービス事業所等	6	102
	救護施設	2	360
	小計	26	954
合 計		29	1, 217

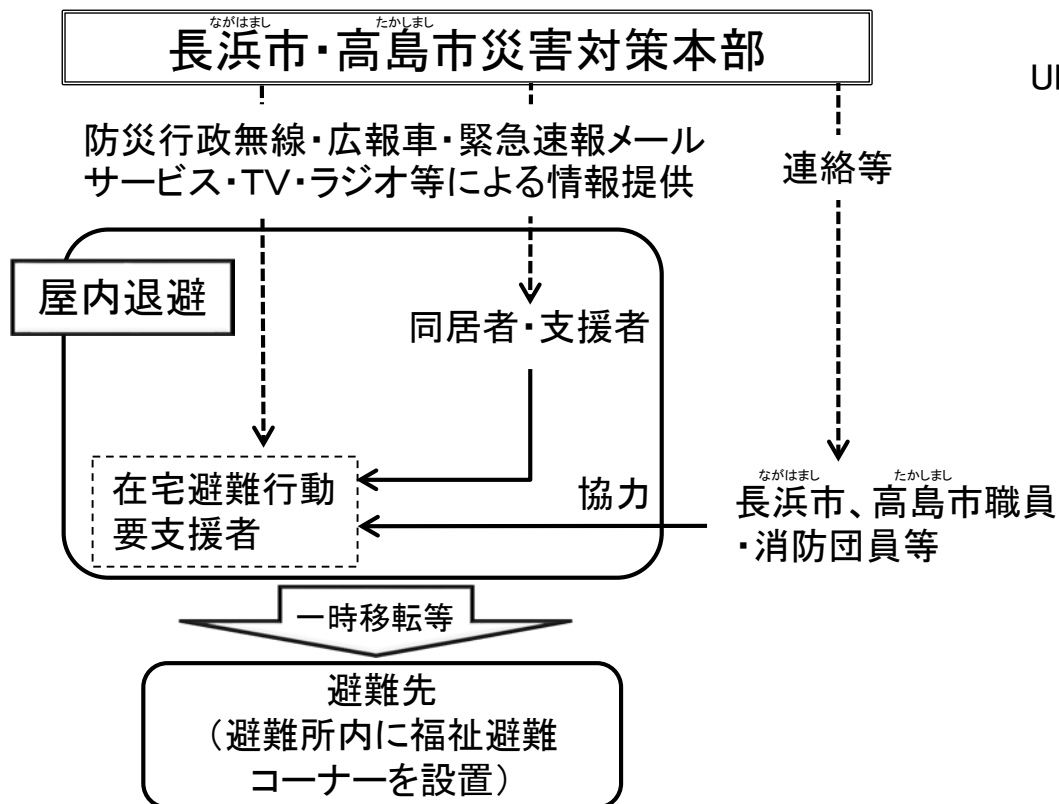
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
23	1, 314
13	411
3	360
39	2, 085
50	3, 035



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町名	UPZ内(人)
ながはまし 長浜市	537(360)
たかしまし 高島市	814(814)
合計	1,351(1,174)

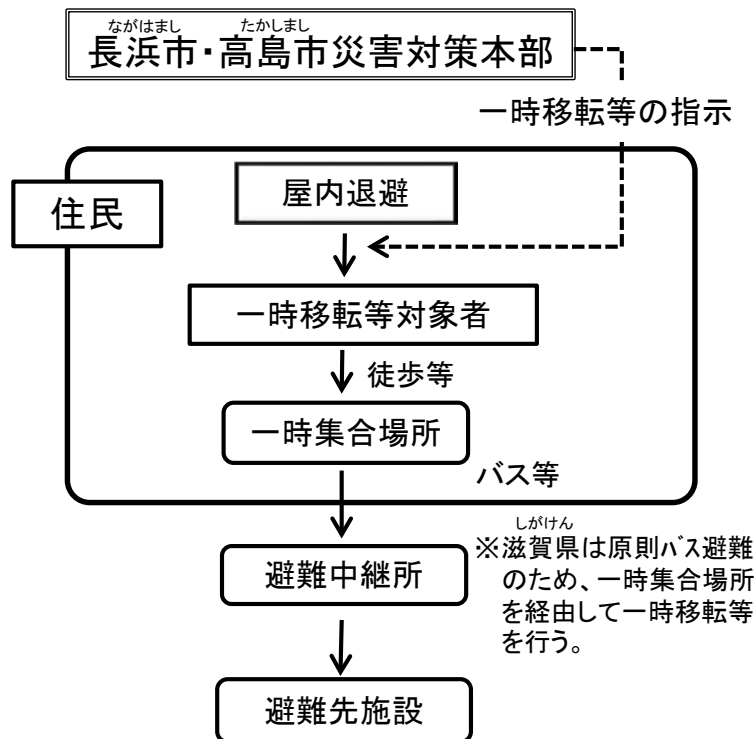
※1 ()内は支援者有り

※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

＜UPZ内市町の避難先＞

※令和2年4月1日時点



市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 (23, 750人)	ながはまし 長浜市内 くさつ 草津市 こうし 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	おおさかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やまし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たいしちよう 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 (27, 224人)	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	おおさかし 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 もりぐちし 守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、 みのおし 箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、 しまもとちよう 島本町、豊能町、能勢町

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

長浜市におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

